

## 十日町市学区適正化検討委員会要綱

平成30年3月29日  
教育委員会告示第5号

(設置)

第1条 十日町市の適正な学区を設定し、小学校及び中学校において一層の教育効果を高めるため、十日町市学区適正化検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 十日町市立小学校及び中学校の適正な規模に関すること。
- (2) 十日町市立小学校及び中学校の具体的な統合に関すること。
- (3) 前2号のほか学区適正化に関して必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 小学校又は中学校及び保育園又は認定こども園の教職員
- (2) 小学生又は中学生及び保育園児又は認定こども園児の保護者
- (3) 地域住民

2 委員の人数は、20人以内とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、互選により定める。

3 委員長は、委員会を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、必要に応じて委員長の職務を代行する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、議長となる。ただし、委員会の設置後最初に開催する会議は、教育長が招集する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育総務課において行う。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。